

# 豊田市地域生活意思決定支援事業の試行について

令和5年1月16日 豊田市 福祉部 福祉総合相談課 権利擁護支援担当主任主査 安藤 亨



令和5年度開催 第5回地域共生社会推進 全国サミット inとよた (2023.10.12~13)

# 本報告事項の構成について



# 1 豊田市地域生活意思決定支援事業の着手に至る背景について

- ・ 豊田市の基礎情報について
- 豊田市における権利擁護支援に関するニーズについて
- ・ 成年後見制度以外の新たな権利擁護支援策の必要性について

# 2 豊田市地域生活意思決定支援事業の試行について

- 豊田市における成年後見制度以外の新たな支援策の検討体制について
- 豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用スキームについて
- 豊田市地域生活意思決定支援事業で活躍する各主体について(役割等)
- ・ 豊田市地域生活意思決定支援事業におけるモデルケースの概要について

# 3 取組の振り返りと今後の課題について



1 豊田市地域生活意思決定支援事業の着手に至る背景について



# 豊田市の基礎情報について



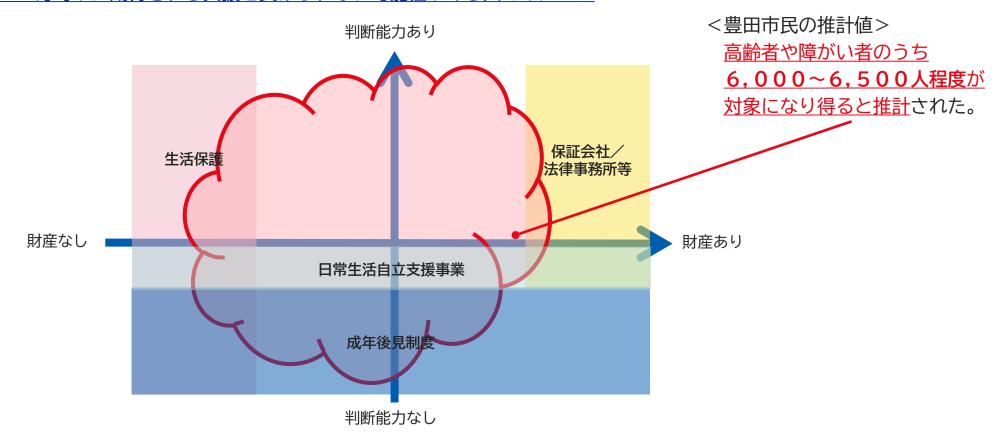
項目	数值
① 人口	418,284人 (R4.4時点) ※愛知県内第2位人口の中核市
② 面積	918.32k㎡ ※愛知県内第1位の広さ、市町村合併により7割が中山間地
③ 高齢化率	24.0% (R4.4時点)
④ 認知症自立度Ⅱ以上人数	8,872人(R4.4時点)
⑤ 療育手帳所持者数	3,585人(R4.4時点)
⑥ 精神保健福祉手帳所持者数	3,838人(R4.4時点)
⑦ 成年後見制度利用者数	539人(R3.12.31時点) (うち、後見:424人、保佐:82人、補助27人、任意後見:6人)
⑧ 日常生活自立支援事業利用者数	55人(R4.9時点) (うち、認知症:10人、知的:29人、精神16人)
⑨ 地域包括支援センター数	28か所(社協、社福法人等)+基幹型(社協)
⑩ 障がい者相談支援事業所	10か所(社協、社福法人、NPO)
① 生活困窮者自立支援機関	6か所(社協:CSWと兼務あり) 4

# 豊田市における権利擁護支援に関するニーズについて



- 豊田市は、企業城下町として発展してきた都市特性から、就労を機に豊田市で暮らし始める市民が多い(県外からの 出稼ぎ、派遣社員などを含む)。そのため、親族等が遠方で頼ることのできない方を始め、単身高齢者や親亡き後の障 がい者なども含め身寄りを頼ることのできない市民が多く生活している。
- このような方々を含め様々な市民が、豊田という地で安心して暮らし続けるためには、自らが生活をどう過ごしたいかを考えることができ、そしてその意思に基づいて金銭管理や各種手続きなどが適切に行えることが重要になる。

#### ■ 身寄りに期待される支援を受けられない可能性がある人のイメージ



#### 成年後見制度以外の新たな権利擁護支援策の必要性について



- これまで意思決定支援や金銭管理など権利擁護支援に関する課題については、家族にその対応を求めるか若しくは成 年後見制度の利用促進等により対応してきた。
- 一方で、身寄りを頼ることのできない市民などの権利擁護支援に関する課題は増大・多様化しており、人材・財政など持続可能性の観点から成年後見制度だけで対応していくことは困難。併せて、本人が必要とするニーズからは成年後見制度まで必要がない場合も多いことから、豊田市では成年後見制度以外の新たな支援策の必要性を感じている。





豊田市内・近郊の専門職の残り受任可能件数 214人

#### ■ 具体的に生じ得る課題

- ・ 契約や治療等の説明を本人と一緒に聞き、本人に寄り添って考えて くれる人がいない(適切に決めることや手続きが難しい)
- 生活に必要な金銭管理を支えてくれる人がいない(身体が動かない 人も含め預金の引き出し、現金の保管、支払いなど)
- ・ 衣類や日用品の買出しができない、家から荷物を届ける人がいない
- 緊急連絡や死後の事務を行う人がいない

#### ■ 現在の対応策と対応する上での課題

- 家族や親族による支援
  - →キーパーソンの高齢化(親亡き後を含む)や世帯の変化、家族関係の変化などにより、家族等の支援を前提にできなくなっている
- 民間サービスの利用
  - →監督庁がないことから、市民は透明性等に不安を抱えやすい
- 日常生活自立支援事業の利用
  - →都道府県の財源確保、市町村社協の人材確保などの課題により、 増大するニーズをすべて受け止めきれない
- 成年後見制度の利用
  - →担い手(市民・法人・専門職等)の不足と地域偏在、強力な権限 があるがゆえ支援者都合になりやすい、課題解決後も利用し続け る制度であるため本人・公費の経済的負担過多
- 行政による緊急対応・死後事務対応
  - →緊急的な金銭管理、行旅病人及行旅死亡人取扱法若しくは墓地埋 葬法で対応しているが、什組みとして不安定



# 2 豊田市地域生活意思決定支援事業の試行について



### 豊田市における成年後見制度以外の新たな支援策の検討体制について



○ 豊田市では、新たな権利擁護支援策を検討するため、日本意思決定支援ネットワーク及び日本財団とのプロジェクト を立ち上げるとともに、豊田市民や豊田市成年後見・法福連携推進協議会の身寄りのない方への支援の在り方部会のメ ンバー等が同プロジェクトの検討に参加して、地域の関係者が連携して仕組みづくりを進めている。

## 豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト 全体委員会

- ① 研修ワーキンググループ
- ② アドボケイトワーキンググループ
- ③ 評価ワーキンググループ

- 豊田市民
  - ① 障がい者の親・親族後見人
  - ② 障がい当事者NPO法人(ピアサポートや障がい福祉サービスを実施)
  - ③ 市民後見人養成講座修了生(精神障がい系の団体も運営)
- 豊田市内福祉関係者
  - ① 介護保険・障がい福祉サービス事業所(認知症の方が参加できる地域づくりの取組なども実施)
  - ② 高齢者関係社会福祉法人(特別養護老人ホームや地域包括支援センターなどを運営)
  - ③ 障がい者関係社会福祉法人(障がい者入所施設や障がい者相談支援事業所などを運営)
- 豊田市内・愛知県内司法関係者(弁護士)
- 学識者
- 豊田市成年後見支援センター(豊田市社会福祉協議会)
- 豊田市・日本意思決定支援ネットワーク・日本財団

## 豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用スキームについて



○ 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金 銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主 体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み(=豊田市地域生活意思決定支援事業)を試行。

## 

#### とよた**意思決定フォロワー** (意思決定支持者)

- 定期的な訪問(月2回程度)
- 本人らしい生活の基盤となる本人の 意思決定の後押し (お金の使い道を一緒に検討、預貯金の 引き出し同行などを含む)

#### 豊田市権利擁護支援委員会

- ① 事務局(豊田市 ※一部は成年後見支援センター業務として)
  - 意思決定フォロワーや生活基盤サービス事業者の相談・月次報告の対応
- ② 合議体(当事者・市民後見人・高齢福祉支援者・障がい福祉支援者・弁護士)
  - 毎月定例協議(活動・支援確認、金銭管理監督担当の専門員の選定など)
  - 本人にとって重要な意思決定・契約等を行う際の対応の助言
- ③ 権利擁護支援専門員(弁護士・司法書士・ピアサポートなど)
  - 金銭管理監督担当:四半期ごとの金銭管理の状況確認
  - 意思決定支援担当:本人意思との相違・支援の疑義が生じた際の対応

豊田市:①事業の実施(フォロワーの委嘱・事業者の指定・委員会の設置・仕組み運用など)、②市長申立ての実施など権利侵害からの回復支援

# 豊田市地域生活意思決定支援事業で活躍する各主体について(役割等)



- 以下の全てに該当する豊田市民(豊田市が援護の実施者となる場合を含む) 精神上の理由又は社会的障壁により、意思決定及び金銭管理等に支援が必要。
- 当該課題に対し、親族の支援又は民間サービスによる支援を受けることが困難。 支援の内容を理解できる又は成年後見制度(未成年後見を含む)を利用している。

していない場合は、原則として日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助) の利用から始める。 ※ 介護保険等のサービス利用をしている場合、サービス利用契約による内容や効果を 理解して契約を締結し、同サービスを受領しているものと推定できる。当該サービスの延長線上にある契約(日常的な範囲で必要となる金銭管理等)についても、丁寧な説明を前提として、本人がその内容を理解することに特段の支障はないものと解される。

本人が、生活基盤サービス事業者が既に提供する介護保険等のサービスを利用

豊田市地域生活意思決定支援事業

事業の建付

主体

豊田市意思決定フォロワー推進事業

豊田市生活基盤サービス事業

意思決定フォロワー(意思決定支持者)

豊田市が委嘱した市民

・ 定期的な訪問(月2回程度)

※ 当面は、とよた市民後見人養成講座

たフォロワーの養成講座も予定)。

修了生を想定(今後は、寄付等を活用し

要綱に基づく豊田市からの派遣

・ 本人らしい生活の基盤となる本人の

一緒に検討、預貯金の引き出し同行な

意思決定の後押し、お金の使い道を

豊田市が設置した同委員

権利擁護支援委員会(合議体·専門員+事務局)

【合議体】当事者、市民後見人、高齢系・障がい系支援者、弁護士

【意思決定支援担当専門員】

当面は、後見監督人等、当事 者支援活動の実務経験等のあ

【金銭管理監督扣当専門員】

・ 当面は、後見監督人等の実務 経験のある弁護士、司法書士

生活基盤サービス契約書

内に定期的な監督を規定(担

【余銭管理監督扣当専門員】

・ 四半期ごとの金銭管理の状

当専門員は合議体にて選定)

・ 豊田市の指定を受けた介護保 険サービス又は障がい福祉サー ビス事業者

対する見守り・助言

牛活基盤サービス事業者

豊田市が定める契約書及び重

本人が行う金銭管理や各種支払いに

日常生活に必要な範囲での金銭に

ついて、一時的な預かり(預貯金口座

の管理を含む)と本人への受け渡し

要事項説明書による契約

対象·参画者

本人との関 係性の担保

役割等

事業運用に 必要となる 費用等 在宅利用者 負担の目安

<牛保等>

<一般所得>

1.700円/月

3.700円/月

3.000円/月 ※ 一般所得層の場合 【本人負担】2.500円「生保・非課税の場合」

どを含む)

500円 は負担割合を反転 【公費負扣】 3,000円=豊田市社協の日常生活自立支援

体制として整える。 事業の利用料(1.200円/回)×2回+公費 生活保護ワーカーのモラルハザードを防止す る観点も加味しながら、持続可能性の観点か ら、応益負担の考え方を取り入れた

【合議体】

会からの派遣

る者を想定

- 毎月定例協議(活動等の確認、金銭管理監督担当専門員の選定など)
- 本人にとって重要な意思決定・契約等を行う際の対応の助言
- 【意思決定支援担当専門員】 本人の意思と支援者との相

違・支援の疑義が生じた際の 対応 ※ 権利擁護支援委員会の合議体

や意思決定支援担当の専門員に 係る費用(謝金等)は、豊田市が

- ※ 本事業は福祉的な範囲である ものの、市民が自らの生活を意 思決定できる環境づくりは行政 が整えるべき下地と考えるため。
- 8.000円/月

況確認

る設定

- 【本人負扣】原則1割負扣
- 【公費負担】本人負担の差額 8,000円=東京家裁の後見報酬目 安(20.000円)の1/2を少し下回
- ・福祉サービスの利用料や医療・入院 費、税金、社会保険料、公共料金、日用 品などの支払いと関連する手続き 4.000円/月 ※在宅・一般所得層の場合

ら、必要な費用を分担する考え方が適当と考え、介護保険と同様の負担設定にしたの

【本人負担】原則1割負担 【公費負担】本人負担の差額

4.000円=豊田市内社会福祉法人が任意 で実施している金銭預かり事業での平均月 額利用料2.300円を少し上回る設定 日常生活に必要な範囲の金銭管理は、誰しもがリスクを抱える可能性があることか

# 豊田市地域生活意思決定支援事業におけるモデルケースの概要について (令和5年1月中旬時点)



(			
	高齢者であるAさんのケース	障がいのあるBさんのケース	
ご本人の概要	・ 70代女性(要介護4、認知症)。 ・ 特別養護老人ホームに入所。	・50代女性(知的障がい、療育手帳あり)。 ・市内のアパートで1人暮らし(現在は、グループホームのサ テライト設定。数か月後に自立生活援助に移行予定)。 ・市内の民間企業で清掃業務などに従事。	
意思決定フォロワー	とよた市民後見人受任者	とよた市民後見人養成講座修了生	
意思決定フォロワーの活動	<ul><li>・月2回、施設に訪問して、1時間程度お話している。</li><li>・訪問を通じて、「佃煮を買いたいが、施設では対応してくれない」というお金の使い道に関することを確認。</li><li>・「コロナの濃厚接触により隔離されて嫌だった」といった話なども通じて、信頼関係の構築に努めている。</li></ul>	<ul> <li>月2回、ご自宅に訪問して、1時間程度お話している。</li> <li>その他、買い物やイベントの同行も実施。</li> <li>訪問を通じて、「イルミネーション観にいって楽しかった」という選好に関することや、「買い物の際、お金の勘定に戸惑っていると、店員によっては嫌な顔をされるので行きづらい」といった生活の不安も確認できた。</li> </ul>	
生活基盤サービス 事業者	社会福祉法人C <介護保険サービス事業者(特別養護老人ホーム)>	社会福祉法人D <障がい福祉サービス事業者(共同生活援助)>	
生活基盤サービス事業者の支援	<ul> <li>・管理者として施設長、サービス提供責任者兼支援員として同建物内の別事業ケアマネを配置。</li> <li>・元々、社協が金銭管理支援していたケースであるため、現状でも、通帳と印鑑は社協で管理しているが、社協の関与をできるだけ少なくできるよう調整。</li> <li>・施設利用料等は自動引き落とし設定にしてあるため、日用品・小遣い等で3,000円/月分、予備用として1万円程度を、事業者において現金管理。</li> </ul>	<ul> <li>・管理者として法人理事、サービス提供責任者兼支援員としてグループホームの世話人を配置。</li> <li>・通帳と印鑑を法人で管理。</li> <li>・本人が毎月に使いたい金額を決めたら、事業者と相談しながら、使いみちを確認。</li> <li>・上記で決めた額を本人がキャッシュカードで引き出し。</li> <li>・サービス料は自動引き落とし設定にしてあり、交通費・食費・日用品・小遣い等で6万程度を現金化。</li> <li>・本人が現金管理。事業者が残金状況をチェック。</li> </ul>	
権利擁護支援専門員 (金銭管理監督担当)	豊田市内の司法書士(リーガルサポート所属)	豊田市内の弁護士(愛知県弁護士会所属) 11	



# 3 取組の振り返りと今後の課題について



# 取組の振り返りと今後の課題について



#### 取組の振り返りからの気づき (R5.1月時点)

- 豊田市地域生活意思決定支援事業での試行は、数か月の期間及び2つのモデルケースと極めて限定的な 実践ではあるが、その振り返りを経て、豊田市のスキームから現時点における考察は以下のとおり。
  - ・ 認知症や障がいなど医学的な病状等ではなく、本人が望む生活の実現や抱える課題の解決(ニーズ)を捉えることで、本人が利用の意義を感じられる支援策に成熟させることが可能になるのではないか。
  - → 本事業は、医学的な病状等を基軸にするのではなく、本人のニーズを基軸としている。このような事業を成立できれば、 必要性や補充性の検討が進められている成年後見制度と相まって、真に本人のための施策にできると考えられる。
  - ・本人の金銭管理等の受容や支援の見通しが立っている事案、特定の課題解決後の事案、取引の安定性に 特段の考慮の必要性が少ない事案について、有効になり得るのではないか。
  - → フォロワーとしての一般市民の参画や、既存のサービス利用を前提にしたスキームとしているため、支援体制が整っていたり、その見込みがあるケース、また主な支払先が行政・公共・福祉であるケース等で利用しやすいと考えられる。
  - ・ 認知症高齢者数の増加や知的障がい者の親亡き後などの権利擁護支援ニーズへの対応策の1つになり 得るのではないか。
  - → 介護保険又は障がい福祉サービス事業者が既存のサービスに付随する支援として金銭管理等を実施するスキームであるため、特に福祉的サービスを利用する可能性が高い認知症や知的障がいのある市民が抱える課題解決に資する支援 策としての位置づけが可能になると考えられる。
  - ・ 都市部・地方中心市での権利擁護支援ニーズへの対応策の1つになり得るのではないか。
  - → ①総人口や介護保険又は障がい福祉サービス事業者として参入している法人が多い、②金銭管理監督が可能な専門職が一定数が存在する、③社会福祉協議会が一定の体制を確保できる、と想定される都市部や地方中心市での支援策として成立できるスキームと考えられる。

13

# 取組の振り返りと今後の課題について



#### 今後の課題として整理や検討が必要と感じる事項

※ 国に対応を求める事項、自治体で検討すべき事項の整理、制度等 改正の必要性の有無などは十分にできていないことに留意。

#### <意思決定支援関係>

- 意思決定フォロワーの育成体制・仕組みの確立(公的財源と寄付等の活用)
- 意思決定支援を専門的に支援できる人材・体制の確保
- 〇 代行と代行決定(必要に応じて代理も)の用語整理

#### <金銭管理関係>

- 医療・金融など他業種の事業者の参画(ex.福祉サービスを利用しなくなる長期入院の方を支える事業者)
- 日常的な金銭管理(監督を含む)の範囲・方法の確立
- 金銭管理監督を専門的に支援できる人材・体制の確保
- 本人が金融機関の窓口に事業者と一緒に行けない場合の対応と金融機関の理解(若しくは金融機関が抱える懸案事項の解消)

#### <事業・制度設計関係>

- 〇 金銭管理の内容(日常的な金銭管理、高額な財産管理、不動産等の売却等法律行為を含むもの)による事 業・制度の役割分担と運営財源の見通し
- 日常生活自立支援事業との関係性(支援対象や地理的条件の観点を含め)の整理
- 物事の判断に不安を抱える方の意思能力の捉え方(使いやすい事業・制度との兼ね合い)
- 意思決定フォロワー推進事業と生活基盤サービス事業を分離できる条件整理(ex.家族がいる場合)
- 社会福祉法第106条の3に基づく包括的な支援体制づくりにおける位置づけ
- 本事業の利用者のうち身寄りを頼れない方の死後事務における対応

# 参 考 資 料



#### 権利擁護支援に関する各制度・事業の比較について

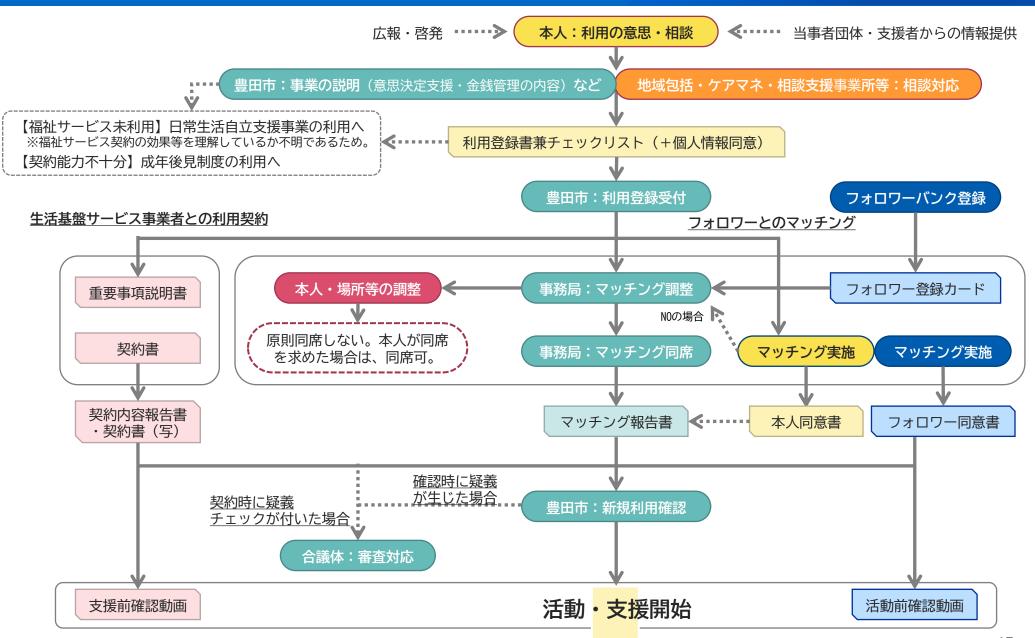


- 地域共生社会の実現に向け、本人を中心した活動や支援に対し、「権利擁護支援」は重要な基盤かつ手段となるもの。
- 金銭管理を含む「権利擁護支援」に関する制度・事業は、いくつか存在しているが一長一短。認知症高齢者数の増加や障がい者の社会参加の機会増加により、今後増大・多様化するニーズに対し、特に、持続可能性の観点から現行の制度・事業は課題が多い。

	成年後見制度(法定後見)	日常生活自立支援事業	任意代理契約	豊田市地域生活意思決定支援事業
対象者(本人)	判断能力が不十分な方 (契約の意味・内容を理解で きなくても利用可能)	物事の判断に不安はあるが、 契約の意味・内容を理解で きる方	同左	同左
実施者	後見人等 (親族or市民or法人or専門職)	社会福祉協議会	任意の契約相手	市民(フォロワー) +介護・福祉事業所等民間事業者 +専門的知見・実務経験の保有者
実施者の選び方	本人が選べない (家庭裁判所が選任)	本人が選べる (基本的には社協一択)	本人が選べる	本人が選べる
実施内容	財産管理 +身上保護 (法律行為(契約、相続等) の代理や取消が可能)	福祉サービスの利用援助 +日常的な金銭管理 +書類等の預かり	任意での内容で、財産 管理等を委任する	地域生活上の意思決定支援 +日常的な金銭管理
権利擁護支援 (特に意思決定 支援の観点)	後見人等による (意思尊重義務・身上配慮義 務あり)	支援員の関わりの中で実施	規定等はない	仕組みとして導入
監督機関	家庭裁判所	県運営適正化委員会	なし	権利擁護支援委員会
利用に必要な 費用	金額不明 (本人の財産、後見人の業務 の内容によって後見人の報 酬を家庭裁判所が決定)	1,200円/回(生保無料) +書類等預かり250円/月	任意	豊田市が地域の実情等を勘案し設定 在宅利用者負担の目安 生保等 1,700円/月 その他 3,700円/月

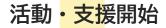
#### 豊田市地域生活意思決定支援事業の利用フロー1/2

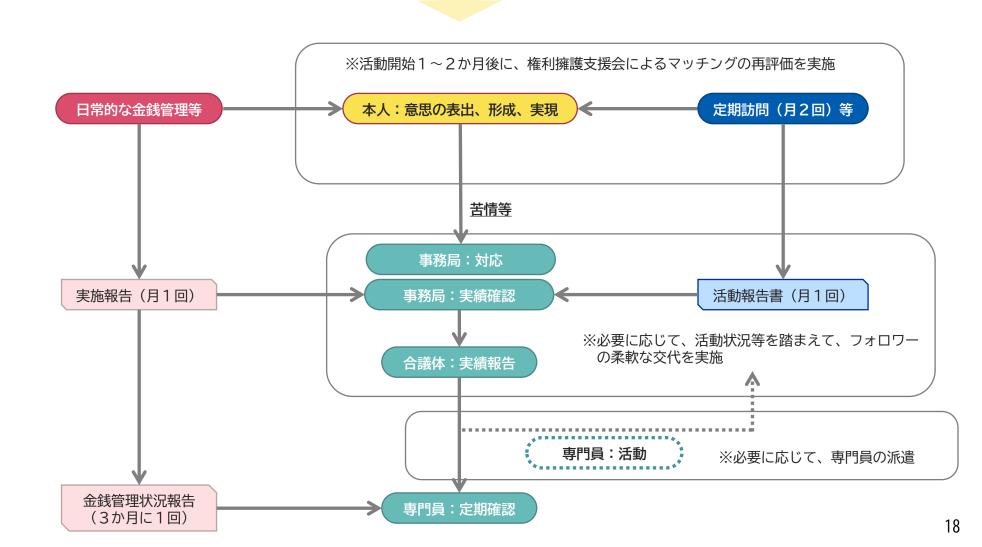




# 豊田市地域生活意思決定支援事業の利用フロー2/2







# 豊田市地域生活意思決定支援事業の費用負担・事業者報酬の考え方



- 豊田市地域生活意思決定支援事業は、①意思決定フォロワー推進事業と、②生活基盤サービス事業を一体的に実施する事業である。
- 〇 「①意思決定フォロワー推進事業」は、社会福祉法に基づく福祉サービス利用援助事業の生活支援員による支援と一部活動が類似する ことから、同事業の費用負担の仕組みを参考にしつつ、持続可能性の観点から応益負担を取り入れて費用負担の考え方を整理した。
- 他方、「②生活基盤サービス事業」は、既に介護保険・障がい福祉サービスを実施している事業者が既存のサービスに付随して支援することを当面の間想定している。このことから、介護保険サービス等の費用負担及び報酬の仕組みを参考に、併せて豊田市内の社会福祉 法人(障がい者入所支援)が任意で実施している金銭預かりにおける利用料の状況を踏まえ、費用負担及び報酬の考え方を整理した。

#### 豊田市地域生活意思決定支援事業 (在宅利用者負担の目安:生保等 1,700円/月、その他市民 3,700円/月)

#### → ① 意思決定フォロワー推進事業

利用料			
生活保護受給又は市民税非課税の市民	その他の市民		
500円/月	2,500円/月		

- 日常生活自立支援事業の利用料(豊田市社協は1,200円/回)は、生活支援員の人件費相当として積算されている。
- このことを踏まえ、本事業は、フォロワーによる活動が中心であることから、フォロワーの月2回訪問分を想定して、費用負担を設定。
- なお、生活保護ワーカーのモラルハザードを防止することも加味しながら、 持続可能性の観点から、応益負担の考え方を取り入れた。

#### ② **生活基盤サービス事業** (利用者負担の目安:在宅 1,200円/月、施設 1,100円/月)

- 以下に示す単位数の構造により、生活基盤サービス事業給付費を算定する。
- このうち、原則1割(一部高額所得者を除く)を利用者負担分、残りを公費負担分とする。

事業者による金銭管理に対する基本部分					
イ 日常的金銭管理費	(1月につき 200単位)				
□ 初回加算	(1月につき 20単位)				
ハ 手続き等支援加算	(1月につき 100単位)				
二 在宅支援加算	(1月につき 100単位)				
権利擁護支援委員会による定期的確認に対する基本部分					
木 日常的金銭管理監督費	(1月につき 800単位)				

#### 中山間地加算 +15/100

- 市内の社会福祉法人(障がい者入所支援)が任意で実施している金銭預かりに要する費用が、平均2,300円/月であることを踏まえて、障がい者の利用も含めた形での給付費を設定。
- 中山間地居住者支援加算と初回加算の額は、介護 保険サービス報酬と同等の率・単位数とした。
- 介護保険サービスの医療連携体制加算において、サービス提供事業所が医療機関等との連携に必要な費用を確保できるようにしているのと同様に、生活基盤サービス事業が、権利擁護支援委員会による定期的な管理状況のチェックに対する費用を支払うことを想定。

# 豊田市地域生活意思決定支援事業と成年後見制度利用支援事業(報酬助成)との公費負担の比較



- 豊田市地域生活意思決定支援事業の具体的な費用額は、成年後見制度利用支援事業による報酬助成額及び日常生活自立支援事業の利用料を鑑み、介護保険サービス等報酬の考え方を踏まえ、利用者負担の度合い及び事業の継続性の両方の観点から算定を行った。
- また、これについては、毎年度対象者数が右肩上がりで増加している成年後見制度利用支援事業の報酬助成の上限額(厚生労働省老健局のQ&Aに基づき、豊田市は施設入所 18,000円/月、在宅28,000円/月)との比較を行い、全額公費負担である同事業の報酬助成に対し、利用者負担を導入する本事業の持続可能性の確認を行った。

	施設入所×生保等	施設入所×その他市民	在宅×生保等	在宅×その他市民
① 意思決定フォロワー推進事業の 公費負担分【定額】 フォロワーの実費弁償等:3,000円/月 =日常生活自立支援事業の利用料(1,200 円/回)×2回+公費	2,500円	500円	2,500円	500円
②生活基盤サービス事業の公費負担分【原	原則、給付費の9割】			
事業者に係る給付費分 事業者の収入:3,000~4,000円/月 =市内社福の金銭預かりの平均月額利 用料2,300円を少し上回る設定	2,700円 (3,000円×90%)	2,700円 (3,000円×90%)	3,600円 (4,000円×90%)	3,600円 (4,000円×90%)
権利擁護支援委員会に係る給付費分権利擁護支援専門員報酬:8,000円/月 = 東京家裁の後見報酬目安(20,000円)の1/2を少し下回る設定	7,200円 (8,000円×90%)	7,200円 (8,000円×90%)	7,200円 (8,000円×90%)	7, 200円 (8, 000円×90%)
ア 豊田市地域生活意思決定支援事業 の公費負担分【①+②】	12,400円	10,400円	13,300円	11,300円
イ 成年後見制度利用支援事業(報酬助成)の公費負担分【全額】 厚労省のQ&Aに基づき市要綱で規定	18,000円	18,000円	28,000円	28,000円
差額(イーア)	5,600円	7,600円	14,700円	16, 700 <b>29</b>